

5 陳情第 42 号

5 陳情 第 42 号	請願法の改正を求める意見書の提出に関する陳情
付託委員会	総務区民委員会
受理及び付託 年 月 日	令和5年11月1日受理、令和5年11月30日付託
陳情者	山梨県中央市————— —————
<p>(要 旨)</p> <p>請願法を改正し、インターネットを利用した請願の提出について、規定を整備することを求める、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九十九条の意見書を提出すること。</p> <p>(理 由)</p> <p>請願法（昭和二十二年法律第十三号）第2条では、請願は「文書」で行うとされている。</p> <p>現代においては、インターネットの発達により、オンラインで要望を述べられるようになっている官公署が増えている。</p> <p>しかしながら、現行の請願法は、インターネットを利用して請願を行うことを想定していない。</p> <p>よって、請願法を改正し、インターネットを利用した請願の提出について、規定を整備することを求める意見書を提出するよう求める。</p>	